

令和 2 年度千葉市依存症等に関する問題に取り組む 民間団体への補助金交付事業募集開始します。

千葉市では、令和 2 年度依存症に関する問題に取り組む自助グループ等の民間団体を対象に、活動費用の一部を補助する事業の募集を開始します。

1. 補助対象（一部抜粋）

- (1) アルコール依存症、薬物、ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む団体であること。
- (2) 年間を通じ、概ね月に 1 回以上補助対象事業を実施する団体であること。
同時に、申請時から過去 1 年間においても同様の活動実績を有すること。
- (3) 市内に主たる活動拠点を有する団体であること。
- (4) 市内に在住、在勤又は在学する者を構成員として 5 割以上有すること。
- (5) 構成員を 5 人以上有すること。
- (6) 交付申請を行う年度において、本補助金の交付を受けていないこと（複数の申請団体で構成員の 1/2 以上が共通する場合は、同一団体とみなす。）。
- (7) 他の補助金の交付を受けていないこと。
- (8) NPO その他営利を目的としない団体であること。

2. 補助金額

補助対象	補助率	限度額
ミーティング活動の会場費、 情報提供・普及啓発の印刷製本費、 相談事業の講師料など	経費の 1/2	30,000 円

<参考：その他の補助金制度など>

千葉市障害者福祉団体補助金

補助対象：本市に住所を有する障害者児、又はその保護者及び関係者で組織され、障害者の地域社会への参加と福祉の向上に寄与する団体

【申請・お問い合わせ先】

千葉市 保健福祉局 高齢障害部
精神保健福祉課 精神保健福祉班
〒261-8755

千葉市美浜区幸町 1 丁目 3 番 9 号 千葉市総合保健医療センター2 階

TEL 043 (238) 9980

Email seishinhoken.HWS@city.chiba.lg.jp